

相模原市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、同条第6項の規定による市長からの要求に係る監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年1月28日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

1 監査対象事務

平成21年度の相模原市都市建設局土木部藤野建設課における公共工事に関する事務の監査について

2 市長から通知があった日

平成23年1月19日

3 市長が講じた措置の内容(全文)

公共工事に関する事務執行に係る工事請負契約における設計変更の手続につきまして、次のとおり改善を行いました。

工事請負契約における設計変更の際の手続につきまして、相模原市請負工事設計変更事務取扱要綱(以下「要綱」という。)等の見直しを次のとおり行い、改正後の要綱等は平成23年2月1日から施行することといたしました。

(1) 要綱の一部改正

設計変更の事由が生じた際の設計変更の可否や事務手続に係る決裁について、設計変更の必要が生じた都度、契約課のチェックに加え技術的な視点に関する技術監理課のチェックを要することとし、決裁区分についても、その重要性から変更額に応じた区分によるものとするよう改正を行います。

また、これまで、事務の効率化の観点から設計変更手続の特例として認めている、設計内容に変更が生じた際の、まとめて工事変更設計書を作成することが可能な範囲について、見直しを行います。

具体的には、契約金額が2,000万円を超え4,000万円以下の案件について、現行では、設計変更による増減見込額の累計額(以下「変更見込額」という。)が契約金額の20%以下で、かつ、変更見込額が600万円以下としているものを、変更見込額を一律400万円以下といたします。

更に、契約金額が4,000万円を超える案件については、変更見込額の契約金額に対する割合を10%以下の範囲とし、1億円を超える案件については変更見込額の上限を1,000万円としまして、これらいずれの場合においても変更内容に含まれる変更事案に係る1件当たりの上限額を400万円以下に限ることといたします。

こうした設計変更に係るチェック機能の強化や設計変更手続の特例を見直すことにより、設計変更の事由が生じた都度、変更内容の技術的視点による妥当性の確認及び変更見込額の精査並びに手続の適正化が図られるとともに、設計変更及び契約変更の透明性の向上が図られるものです。

(2) 相模原市請負工事設計変更ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の一部改正

ガイドラインには、これまでも設計変更の手續及び設計変更が行える場合について例示を含め具体的内容を定めてきましたが、設計図書の照査の範囲を超える作業を指示した場合の取扱いの事例等を新たに盛り込むことといたします。このことにより、設計図書の訂正又は変更を要する場合の取扱いや費用負担の在り方がこれまで以上に明確となり、もって設計変更事務の更なる適正執行が図られることとなります。

(3) 相模原市請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）の一部改正

工事の変更等に係る監督員の事務処理については、工事の内容の軽微な変更で明らかに判断がつくものについては、監督員が自ら判断し事後において工事担当課長に報告することと定めていますが、監督員が判断した工事の内容について工事担当課長に速やかに報告するよう、規定の整理を行います。

このことにより、軽微な変更で明らかに判断がつくものであっても、以後の設計変更に及ぼす影響等を含め、迅速で組織的な情報共有が実現することとなります。

(4) (仮称) 積算監理課の新設

公共工事に関する設計・積算事務の適正化を図るため、平成22年8月1日に技術監理課内に審査指導班を設置し対応を進めてきましたが、(1)から(3)までの要綱、ガイドライン及び監督規程の改正事項に基づく設計変更等に係る事務の統括を図る組織として、平成23年4月1日に(仮称)積算監理課を新設する予定です。

改正事項に係る平成22年度中の事務対応については、当面、技術監理課が中心となって行うこととなりますが、当該新設組織は、技術監理課審査指導班が対応をしてきた事務及び改正事項に基づく新たな取組を技術監理課から引き継ぎ、併せて公共工事に携わる技術系職員のスキルアップも視野に、所掌する事務の遂行に務めることとなります。

こうした対応により、工事請負契約における設計変更事務手續の執行に係るチェック機能がより一層強化されるとともに、設計変更から契約変更に至る一連の事務処理の更なる透明性が確保されることとなります。

今後につきましては、工事請負契約に係る設計変更はもとより、工事請負契約

の公平性、公正性、透明性の確保を損なうことのないよう、適正な事務執行により一層努めてまいります。

(参考)

平成21年度の相模原市都市建設局土木部藤野建設課における公共工事に関する事務の監査の結果(抜粋)

(1) 工事請負契約における設計変更の際の手続の見直しを検討すること。

平成16年度に請求があった「公共下水道工事請負変更契約の締結についての住民監査請求」を受けて、監査委員として平成17年2月18日付けの相模原市監査委員公表第7号の中で「工事請負契約において工事内容の変更及び契約金額の変更が生じた場合、安易に精算設計で事務処理をすることのないように契約事務のマニュアルの作成、又は、工事請負契約約款の見直しなどを検討し、適正な契約事務を行うこと。」と要望している。

このようなことから、市長は、相模原市請負工事設計変更ガイドラインと相模原市請負工事設計変更事務取扱要綱(以下「要綱」という。)を策定したが、要綱第5条では、設計変更の手続の特例として当初契約金額に応じ、一定の範囲内の率で、かつ、一定の金額以内の変更については、まとめて工事変更設計書を作成することができることとしている。

本件工事については、延べ14回に渡り設計変更の協議を行い、そのすべてを要綱第5条に定める設計変更の特例に該当するものとして精算時にまとめて工事変更設計書を作成したが、設計変更の際に協議した「工事打合せ書」には「設計変更とする」旨の記載があるだけで、金額の算出はなされていなかった。このことについては、本件工事以外の工事についても同様の記載が見受けられた。

公共工事は、工事途中の要因等により設計変更を行う可能性があることは承知しているが、設計変更に伴う金額を「工事打合せ書」に記入するなど常に正確な積算に努められたい。

また、設計変更の手続ができる金額等について要綱の見直しを行うなど工事請負契約における設計変更の際の手続の見直しについて検討されたい。

なお、市議会においては、下水道工事に設計変更が多いことを問題として事前の設計を厳密に行うよう要望されていることも付け加えておく。